

南部地区小学校の適正配置に係る説明会 会議録

1. 日 時：令和5年7月4日(火) 開会：午後7時30分／閉会：午後8時25分
2. 会 場：睦合小学校 体育館
3. 参加者：乳幼児保護者1名、幼稚園保育所保護者1名、
小学校保護者2名（幼保重複1名）、一般町民17名 計21名
4. 事務局：教育委員 望月正宏教育職務代理者委員、山本純司委員
教育長 入月一巳教育長
学校教育課 若林将基課長、稲葉啓介主幹、岩田茂樹副主査、
山口淑乃主事補

5. 次第

- ① 開会 稲葉主幹（司会）のあいさつにより開会
- ② あいさつ 入月教育長からあいさつ
- ③ 教育委員及び職員紹介
- ④ 南部町立小学校適正規模に関する具申書の南部地区小学校の適正配置に関する
具体的方策案について

ア 具体的方策案の説明

当日配布した、南部町立小学校適正配置に関する具申書の南部地区小学校の適正配置に関する具体的方策案説明資料に基づき、若林学校教育課長が説明する。

説明事項は、経過、本町児童数の推移、小学校の規模、具申書の内容、具申書の作成に係る基本的な考え方、今後の予定等。説明時間は概ね30分間。

⑤ 質疑応答及び意見交換

質問：非常に丁寧なわかりやすい説明で、ある程度は理解できたような気がしている。

この説明会は栄の保護者の皆さんと地域の皆さん、それから先日睦合小の保護者を対象に説明会をしたと思うが、それらについての状況をわかったら教えて欲しい。

回答：今回説明会を4回予定し、今日が4回目になります。まず6月22日に栄小学校で栄小の保護者を対象に説明会は26名の方の出席をいただきました。今回と同

じ説明をしましたが、統合に反対する意見や否定的な意見はありませんでした。ただ、住民の方からの意見で、今回の具体的方策案で井出地区、十島地区について、通学する学校を富沢小学校とすることにしたこと対して、今までの栄小学校の約150年の歴史からの寂しさと、通学区域の見直しに対する意見をいただきました。しかしながら、教育委員会では、市町村合併から20年経過し、生活圏域や心理的な面でも、一体感が醸成された状況をも考慮し、そのうえで児童のことを第一に、児童の負担や災害時のリスク軽減を考え、富沢小学校にさせていただいたという説明をさせていただきました。また、1つは富沢小学校が開校するのは令和3年を目途にするとしていたところ、令和2年に開校して1年前倒しになった理由と、今回の睦合小と栄小の統合時にも前倒しすることがあるのかという質問がありました。それにつきましては、富沢小学校の時には平成28年に検討がスタートし、準備期間を令和3年までの5年間を予定していたところですが、合意形成までスムーズに進んだということもあり1年前倒しになりました。説明会を平成28年、29年と丁寧に2年間かけてきましたが、1年前倒しになっています。今回は、本年令和5年にスタートし、令和8年を目途にしますと準備期間が3年しかありませんので、説明会や合意形成がスムーズに実施されても、令和8年度が最短であることを説明させていただきました。

睦合小学校の保護者への説明会は27日の火曜日に行いました。28名の方に参加していただきました。やはり否定的な意見はありませんでした。睦合小学校では、徒歩通学が遠距離になる児童のスクールバスの運行について説明しました。これまで睦合小学校の保護者から、中野地区、成島地区からのスクールバスの運行についての要望がなされていて、睦合小学校と栄小学校の統合時までには、検討させていただき回答をしておりました。今後、睦合小学校のスクールバスの運行については学校、保護者の皆様と協議し、通学距離や対象地区、通学路の状況、登校班の編成、放課後児童保育の利用状況、町営バスを利用するかスクールバスを利用するか、それらの事項を総合的に協議し、前向きに検討させていただくことを説明しました。

6月30日に栄地区、住民の方を対象に行いました。21名の方に出席していただきまして、地域の方から跡地利用について質問がありました。跡地利用につきましては、旧富河中学校、旧万沢小学校の例を踏まえ、できる限り早くこの跡地利用を検討していただきたいという意見でした。跡地利用については教育委員会だけでは決められることではないので、町全体の課題として取り組んでいかなければならず、かつ跡地利用につきましては、防災関係など地域住民の方の意見を十分踏まえた上で、検討していくと説明をしたところです。

以上が、3回の説明会での主な質問意見になります。

教委からの補足説明：通学区域の見直しについてですが、昨年度、学校教育課長と課長補佐の2人が、当事者の皆様の考え方をお聞きするため、令和8年度の段階で栄小学校に在籍する児童、令和8年度以降に栄小学校に入学予定の児童の家に伺い、思いを聞きました。その結果、栄小学校に在籍している子は睦合小学校の子と一緒に居たいという意見を持っている方がいらっしゃいました。基本的には学区というものは指定制が基本ですが、今日本全国で20%近くが通学区域を学区制ではなく選択をする、保護者が選択をして教育委員会がそれを認めて通学をしていくいわゆる学校選択制を採用しています。そのことも踏まえ、井出・十島地区については意見を尊重して選択制にするということを考えていますので、承知しておいていただければと思います。

6.その他

特になし

7.閉会

司会による

以上